

本事業の業務実施体制について

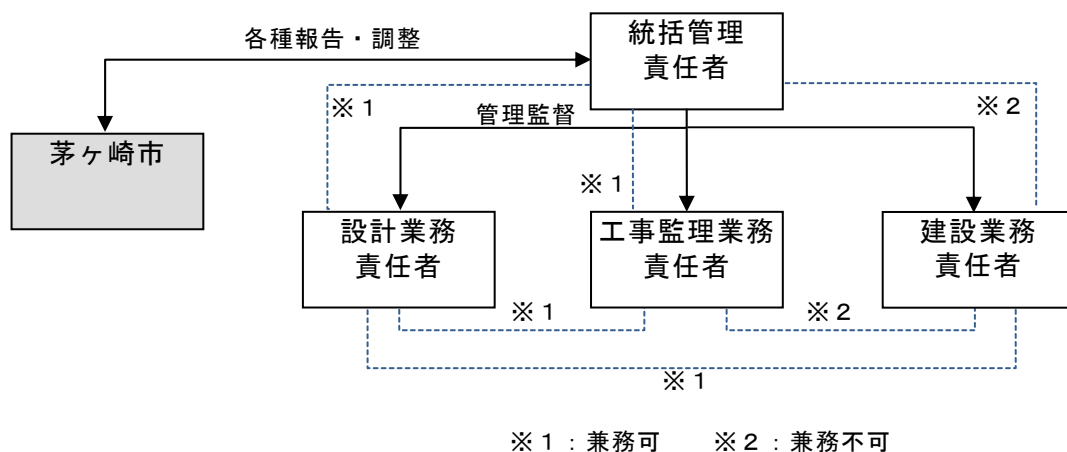
本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」において統括管理責任者を配置するとともに、設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各個別業務の業務責任者を配置し、市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

なお、統括管理責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務すること（一部業務を除く）や、「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」で同一の者を配置することは可能である。

また、統括管理責任者は、原則として構成企業又は協力企業から選出することとし、事前に市の承諾を得ること。

1 設計・建設期間

設計・建設期間中は、「統括管理責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。



2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中は、「統括管理責任者」、「維持管理業務責任者」、「運営業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。

